

# 県庁舎が目指す方向性 (基本的考え方・機能・規模等)

---



# 目次

## 1. 基本的な考え方(案)

- (1)現在の県庁舎が抱える課題と目指す方向性(案)……………P3
- (2)庁舎の機能構成(案)……………P4

## 2. 庁舎機能の将来像のイメージ(案)

- (1)庁舎機能その1(執務機能)……………P5
- (2)庁舎機能その2(危機管理機能)……………P8
- (3)庁舎機能その3(迎賓機能、情報発信・交流機能)……………P10
- (4)庁舎機能その4(議会機能)……………P11
- (5)求められる性能(ユニバーサルデザイン)……………P15
- (6)求められる性能(環境共生)……………P17

## 3. 庁舎規模(案)

- (1)現状の規模と課題の整理……………P19
- (2)規模算定の考え方……………P20
- (3)規模算定のベースとなる将来の職員数の設定と規模算定……………P21
- (4)DXを踏まえた庁舎規模の評価……………P22

## 4. 県庁舎周辺のあり方

- (1)県庁舎周辺の検討対象となる県有地……………P24

参考資料1……………P25

参考資料2……………P29

# (1) 現在の県庁舎が抱える課題と目指す方向性(案)

第1～3回の懇話会や各種アンケート等を踏まえて県庁舎が目指す方向性を想定する。

いただいた主なご意見や調査の結果から判明した課題

1. 機能性の観点からの課題		2. 危機管理の観点からの課題		3. 来庁者の観点からの課題	
①執務環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>執務環境の質が低い。(一人当たりのスペースが狭い、大量の書類)</li> <li>組織ごとに執務室が分断されている。</li> <li>執務室内の様子が分からず閉鎖的</li> <li>来庁者が執務室に立ち入ることができ、セキュリティ上の問題がある。</li> </ul>	①建物性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理センター以外の建物は耐震性に課題がある。(構造体、非構造部材、設備、液状化)</li> <li>いずれの建物も浸水に対して課題がある。</li> </ul>	①動線	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅からの行き方が分かりにくい。</li> <li>駅に近いことの良さが生かされていない。</li> <li>建物内の配置が迷路のようで、目的の部署がどこにあるか分かりづらい。</li> </ul>
②建物性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化が目立つ(耐震性、仕上げ、設備)</li> <li>省エネ性能が低い</li> </ul>	②運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年の他自治体の災害対応状況を見ると受援スペースが不足</li> <li>来庁者等の一時滞留スペースが不足</li> <li>緊急車両用、応援車両用の駐車スペースが不足</li> </ul>	②利用者の利便性・快適性	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代も行きたくなる親しみやすさがない。</li> <li>来庁者の居場所が限定的</li> <li>開かれた雰囲気的空間や憩いの空間が少ない。</li> <li>窓口の快適性、プライバシー保護が不十分</li> </ul>
③ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者への配慮が不十分(段差、動線、案内・誘導、トイレ、エレベーター)</li> <li>ジェンダーフリーへの配慮が必要</li> </ul>				



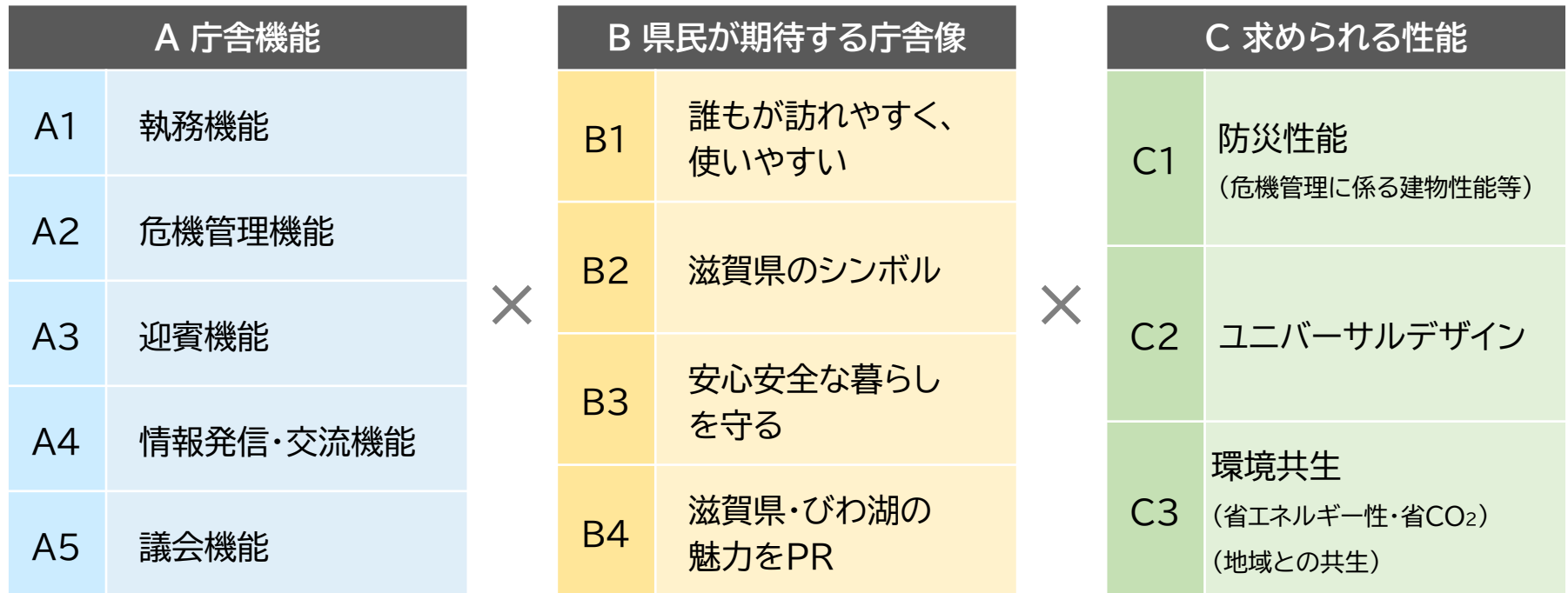
目指す方向性(案)：現状の課題を解決するだけでなく、将来の変化を見すえた「次世代の県庁舎」を目指す。

1. 行政サービス	2. 危機管理	3. 県民に開かれた県庁舎
<p>サービスの効率化・高度化につながる 多様な働き方ができる「次世代の県庁舎」</p> <p>(DX推進、地方合同庁舎を含めたネットワーク型サービス) (手続きの場から様々な主体が集う地域課題解決の場)</p>	<p>あらゆる災害に対してフレキシブルに対応できる 「フェーズフリーの県庁舎」</p> <p>(建物性能・オペレーション・機能継続性・土地利用) (フェーズフリーの無駄が無い計画)</p>	<p>様々な県民が、様々な目的で集まり、 心地良く過ごせる「開かれた県庁舎」</p> <p>(本館の歴史性を生かした県民利用施設の整備) (居場所、県民交流・協働、情報発信・イベント、迎賓等)</p>

## (2)庁舎の機能構成(案)

第1～3回の懇話会や各種アンケート等を踏まえて県庁舎の機能や庁舎像を想定する。

「庁舎機能」は、現代の建築として「求められる性能」を満足しつつ  
「県民が期待する庁舎像」に沿って整備する。



## (1) 庁舎機能その1(執務機能)

### 第1～3回の懇話会や各種アンケート等を踏まえて執務機能整備の方向性を検討

#### A 庁舎機能

#### A1 執務機能

##### 現状の主な課題

- ①レイアウト自由度が低く、執務室面積不足
- ②執務室が部署ごとに細分化されている。
- ③来庁者対応窓口に課題(各課を回る必要がある、来庁者対応スペースが不足)
- ④来庁者が執務室に入ってくる。(セキュリティ)

##### 将来のあり方

自治体DXに対応した多様な働く環境とウェルビーイングな環境の整備

##### 整備の方向性

- ①組織横断的オープンな執務空間
- ②DX対応と多様な働き方ができる空間
- ③窓口機能の集約とセキュリティ向上
- ④本庁舎と地方合同庁舎の役割分担とネットワーク型サービス
- ⑤建替えを行う場合は、効率性向上、整備費抑制、整備期間短縮を念頭に建物の集約を図る。

## 2. 庁舎機能の将来像のイメージ(案)

### (1) 庁舎機能その1(執務機能)

## 自治体DXに対応した多様な働く環境とウェルビーイングな環境の整備

現在の執務空間

部署ごとに分断された空間

A課	B課	C課
廊下		

島型レイアウトの固定席




本館



新館



東館

働く場所

本庁舎内

オープンフロア+ユニバーサルレイアウト

川崎市庁舎



長崎県庁舎



オープンフロア+フリーアドレス・グループアドレス

石川県庁舎



某企業本社オフィス



本庁舎外

地方合同庁舎

参考事例：  
埼玉県北部地域振興交流拠点




現場

自宅

サテライトオフィス

オンライン窓口

参考事例：  
神戸市新長田合同庁舎



多様な働き方

窓口対応

協働エリア

会議室

相談ブース

打合せテーブル

カウンター

オンラインブース



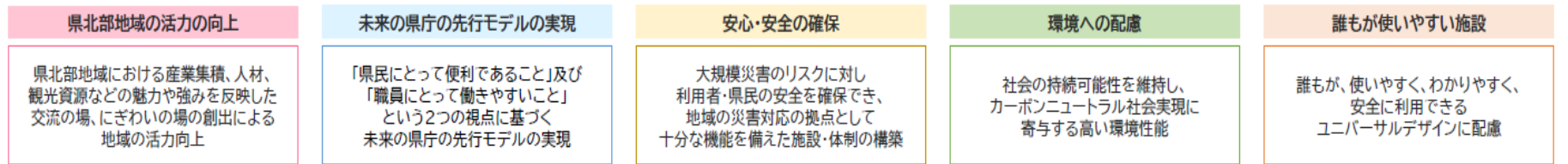
出典：石川県庁舎の写真以外の出典はイトーキ HP、オカムラHP

## 2. 庁舎機能の将来像のイメージ(案)

### (1) 庁舎機能その1(執務機能)

#### 地方合同庁舎との連携の事例(埼玉県北部地域振興交流拠点)

- 北部地域の活力の向上(産業振興機能)のほか、DXを前提とした職員の働き方や本庁と地方機関の将来の役割的な変化などに対応した、未来の県庁の先行モデルとしても位置付けて整備
- 必要な手続きを遠隔で行えるよう、デジタル技術を活用した窓口を設け、利便性を向上
- 分散していた保健所や県税事務所などを集約するほか、県庁にある農林部を移転
- 県南部で災害が起きた際の県庁のバックアップ機能も想定



▶ 産業振興機能、県立図書館(窓口機能) 県立高等看護学院、県立病院サテライト 熊谷市役所を整備

▶ 県庁や市役所等に関する手続きを遠隔で行える機能の実現 執務室は業務の特性・内容に応じて働く場所を選択できる ABW型オフィス

## (2) 庁舎機能その2(危機管理機能)

### 第1～3回の懇話会や各種アンケート等を踏まえて危機管理機能整備の方向性を検討

#### A 庁舎機能

#### A2 危機管理機能

##### 現状の主な課題

- ①近年の災害対応事例を踏まえると受援スペースが不足、オペレーションに課題あり。
- ②防災危機管理局とオペレーションルームが別フロアとなる等の課題がある。

##### 将来のあり方

災害等に柔軟に対応できるフェーズフリーの施設計画

##### 整備の方向性

- ①災害対応スペース不足の解消
- ②「短期・中期・長期」という時間軸を踏まえた建物性能向上
- ③フェーズフリーに則した施設整備

## (2) 庁舎機能その2(危機管理機能)

地震・水害に対する各被害想定に対して

「短期・中期・長期」という時間軸を踏まえて建物性能の向上を図る

フェーズフリーの考え方に則して災害対応スペース不足の解消を図る。

課 題		短期的取組み	中期的取組み	長期的取組み
建物性能 の向上	構造体		既存庁舎の耐震性向上。 少なくとも大きな補修を行うことなく継続 使用できるレベルを目指す。	耐震性が高く、浸水にも強い新たな庁舎 の整備
	建築非構造部材			
	建築設備	継続的な更新・改修		効率的な行政運営を考えた施設の集約化
	地盤の液状化		地盤改良の検討	新庁舎を整備する場合、災害時に即応が 求められる部署が入居する棟については、 I類相当の耐震性とすることを検討
	杭の性能		杭増設の検討(新館・北新館)	
	浸水対策	止水板設置		
	本庁舎の被災	近隣施設の代替庁舎確保		
スペース不足 の解消	受援スペース等	新館・東館の大会議室活用等 (仮称)第二大津合同庁舎との連携	災害対応できる執務室へのリニューアル	施設の集約により生まれる空地の確保に より、駐車場や県民利用スペースを整備
	来庁者等の 滞留スペース		一定の広さを有した一時的な避難等のス ペースの確保(庁舎の内外)	
	駐車場	応援車両・緊急車両のための代替駐車場 確保	駐車スペースの増設 (大型車両も考慮)	
懸念事項		被害が長期化すると、代替庁舎の使用継 続や庁舎機能が分散することにより支障 がでる可能性がある。	工事中の代替庁舎  新館・北新館の杭増設は作業ヤードを確保 できないことから、現実的には困難	

### (3) 庁舎機能その3(迎賓機能、情報発信・交流機能)

## 第1～3回の懇話会や各種アンケート等を踏まえて将来のあり方、整備の方向性を検討

### A 庁舎機能

#### A3 迎賓機能

#### 現状の主な課題

- ①公館が別敷地のようになっていて、あまり知られていない。
- ②他県のような県の紹介等の情報発信スペースがない。
- ③県民が心地良く過ごせる居場所となるスペースがない。
- ④イベント等が開催できるまとまったスペースがない。
- ⑤県民協働などの役割を担うスペースが可視化されていない。
- ⑥食堂、売店はほぼ職員用で、食堂営業時間は昼食時のみ

#### 将来のあり方

本館の歴史性を生かした利活用による迎賓機能、情報発信・交流機能の充実

#### A4 情報発信・交流機能

#### 整備の方向性

- ①中庭の室内化によるまとまったスペースの確保
- ②本館の歴史性を生かした迎賓機能整備
- ③各機能を本館に集約し、わかりやすくまとまったスペースとして整備
- ④県民の居場所となるスペースの整備
- ⑤若者から高齢者、子育て世代等様々な県民が集まるスペースの整備
- ⑥食堂・売店などは県民が利用したくなる施設として整備

※整備イメージは資料2参照

## (4) 庁舎機能その4(議会機能)

第1～3回の懇話会や各種アンケート、学識者や議会事務局のヒアリング等を踏まえて  
議会機能整備の方向性を検討

### A 庁舎機能

#### A5 議会機能

#### 現状の主な課題

- ①ゾーニング、アクセスが不明快
- ②議場、委員会室が全般的に狭い。
- ③県民対応スペース、情報発信スペース不足

#### 将来のあり方

県民と多様な接点を持つ「開かれた議会」

#### 整備の方向性

- ①不足面積の解消
  - ②議会と行政の独立性尊重
  - ③開かれた議会の実現(開かれた県庁舎の一部として県民との接点を増やす。)
  - ④非常時にも機能する議会
  - ⑤DXへの対応
- ※整備にあたっては、既存改修の場合と新棟への移転の場合がある。  
(敷地が限定されているので、独立した議会棟スペースの確保は困難)

## 2. 庁舎機能の将来像のイメージ(案)

# 庁舎機能その4(議会機能)-議会の現状

## 議会関係諸室の中で、多くの課題を抱える議場の現状

凡例

青文字: 県民の立場からの課題

緑文字: 議員の立場からの課題



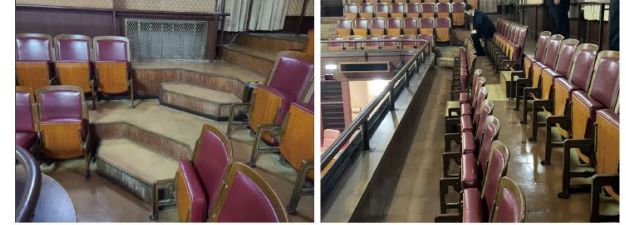
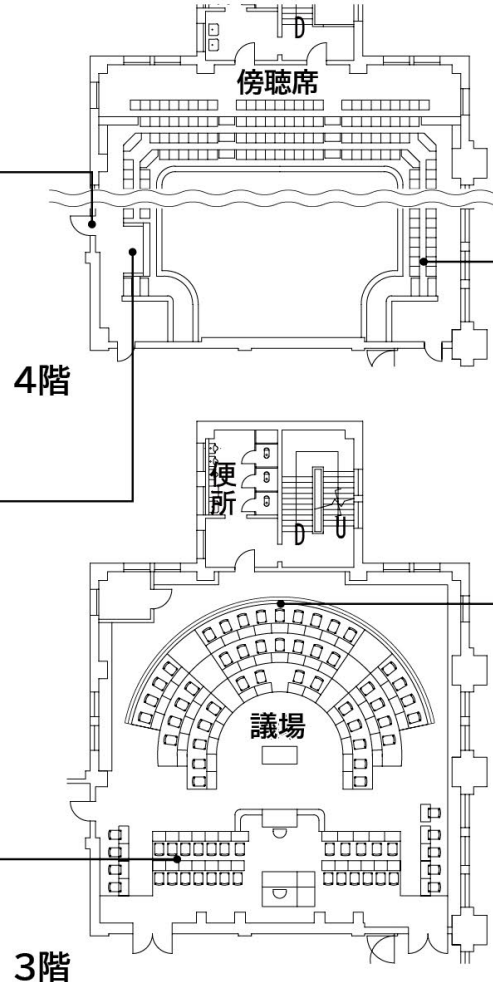
傍聴者出入口:  
位置がわかりにくい。狭い。



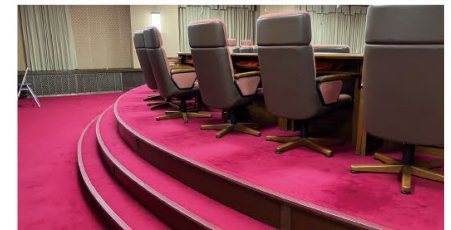
車イス利用者席(2席): 席数が少ない。



執行部: 段床式



傍聴席:  
段差が急で最前列の手すりが低い。



議員席:  
段床式で最後列は椅子を引くと転落の危険がある。  
机が狭い。

## 2. 庁舎機能の将来像のイメージ(案)

### (4) 庁舎機能その4(議会機能)

## 県民と多様な接点を持つ「開かれた議会」に向けた改修・整備案

	A案: 既存改修(本館の改修)	B案: 既存改修(本館+危機管理センターの改修)	C案: 新棟での整備
基本的考え方	本館の中にある歴史ある議会の継承、「県民・議会・行政」協働の表出		新たな議会の整備(新棟①)
計画の概要	<p>2階平面図</p>  <p>■: 議会関係諸室面積 約4,300㎡ 既存+1,200㎡</p>	<p>2階平面図</p> <p>※「危機管理センターの設置および管理に関する条例」との調整や、危機管理センター内の該当諸室について、代替施設が必要</p>  <p>■: 議会関係諸室面積 約4,800㎡ 既存+1,700㎡</p>	<p>配置図</p>  <p>新棟①平面図</p>  <p>■: 議会関係諸室面積 約4,400㎡ 既存+1,300㎡</p>
1. 議会と行政の独立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>本館西翼部に議場・専用玄関、東翼部に知事室を配置して各々の独立性を表現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新棟の上層階部分に配置して独立性を表現</li> </ul>	
2. 行政との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事部局中枢部と近接していて平常時・非常時ともに連携しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本館との間に危機管理センターを挟んで遠くなることと、上層階となるため現在より連携性が下がる。</li> </ul>	
3. 歴史的継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要部分に関して創建以来の歴史を継承</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的継承による滋賀県の独自性は無くなる。</li> </ul>	
4. 県民との関係性	<ul style="list-style-type: none"> <li>低層の本館内にあるのでアクセスしやすい。</li> <li>大津駅から近い。</li> <li>本館に県民利用施設を集約することで、県民にとって議会をより身近に感じられるようになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上層階にあるためアクセスはエレベーター頼り</li> <li>大津駅から遠くなる。(整備場所は公館・知事公舎部分を想定)</li> </ul>	
5. 機能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>現代のニーズを充足する改修を行う。(面積の拡充、バリアフリー化等)</li> <li>議場以外の主要機能はワンフロアに集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現代のニーズに即して新たに整備</li> <li>主要機能が3フロアにまたがる。</li> </ul>	

## 駒林良則立命館大学名誉教授(地方自治分野)

議場	<ul style="list-style-type: none"><li>・建物自体が歴史的に重要なものであり、歴史があるところが他の議会と異なる。</li><li>・バリアフリーに対応できていない。</li></ul>
傍聴席	<ul style="list-style-type: none"><li>・傍聴席の傾斜が急で利用しづらい。満席になることは少ないため、座席数を削減してゆとりある配置とする改善が望ましい。</li><li>・何を議論しているか耳で聞くだけでは分からないことがある。 発言を文字化するモニターの設置など、障害者への配慮も検討が必要</li></ul>
改修・整備案	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>県民目線と議員目線の両方で考えていく必要がある。</u></li><li>・<u>滋賀県庁は大津駅から近いことが大きな利点であるが、(新館等の増築した建物により)現在の議会入口は分かりづらい。</u> A案・B案のように本館に議会ロビーが設けられることは望ましい。</li><li>・<u>本館に議会ロビーを設けることや広場があれば、人がそこにやってきて、自然と議会議場をやっているということが分かる。</u> 県民へのPRになるのではないか。</li><li>・議会と行政の独立性を建物内の配置で考えた時にフロアを別にする場合や、議会棟が無い場合はフロア全体を議会機能としている事例が多い。</li></ul>

## 議会事務局

議場	<ul style="list-style-type: none"><li>・他府県に比べ狭さを感じ、照明が暗い。</li><li>・大型モニターを設置する都道府県が増えている。滋賀県議会未設置。</li><li>・現状のままで利用し続けることには限界がある。</li></ul>
傍聴席	<ul style="list-style-type: none"><li>・傍聴席が急であり、椅子も老朽化しているので危ない。手すりが低いため、落下の危険がある。</li><li>・通路幅が狭く、ドアの沓摺部分にも段差がある。</li><li>・子ども連れの方のための部屋があった方がよい。</li></ul>
動線	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合受付を構えてそこを通らないと議会ゾーンに入れないような運用とした方がよいのではないか。</li><li>・来庁者で迷っている人を見かけることが多い。</li></ul>

C 求められる性能

C2 ユニバーサル  
デザイン

現状の主な課題

- ①施設構成: 増築を重ね、棟配置が複雑でわかりにくい。
- ②案内誘導: サイン等が不十分
- ③トイレ等: 和便器が多い。多目的便所の使い勝手が良くない。  
女性用便所が少ない。
- ④議場: 議場・傍聴席とも段差が急。障害者への配慮が不足

将来のあり方

誰もが安心して利用でき、多くの人が空間と時間を共有できる庁舎

整備の方向性

- ①施設構成: 誰もがわかりやすい空間構成
- ②案内誘導: わかりやすい動線とサイン計画、段差のない計画
- ③トイレ等: 障害と行動特性を把握した計画、多目的トイレの各階設置、授乳室の整備
- ④議場: 車イス利用を考慮した議場・傍聴席、集団補聴システム等

## 2. 庁舎機能の将来像のイメージ(案)

### (5)求められる性能(ユニバーサルデザイン)

#### ユニバーサルデザインへの取組み(石川県庁舎)

障害者、学識者、医療福祉技術の専門スタッフ、発注者、設計者、施工者が一同に会した2年間にわたるワークショップを通じたユニバーサルデザインへの取組み

##### ■案内・誘導等



触知図面による平面計画の説明



歩行者用庇と障害者用駐車区画



廊下の誘導ブロック、触知案内サイン、手摺

##### ■トイレ計画と検証



第1次での多目的トイレの検証



第1次での多目的トイレの検証



行政庁舎基準階の多目的トイレ(男女トイレ内に設置)

##### ■エレベータ・家具・議場



第2次での多目的トイレの検証



行政庁舎多目的トイレ内のベンチ



オストメイト対応トイレ



エレベーター内  
双方向モニタ

行政庁舎エレベーター内部



車イス利用者を考慮した議場演台

※BEI:省エネ性能を示す指標。数値が低いほど省エネ性能が高いことを意味する。

## C 求められる性能

### C3 環境共生

#### 現状の主な課題

- ①省エネ・省CO<sub>2</sub>:各棟の一次エネルギー消費量BEI値=0.85~1.06(新築の場合の現在の適合基準は0.8以下。2030年には0.6~0.7まで厳しくなる見込み)
- ②外壁等の断熱性能が低く、熱源設備が過大(最近の庁舎の床面積当り能力の1.7~2.2倍)
- ③地域との共生:敷地が生垣や塀に囲まれている等、周辺街路に対して閉鎖的

#### 将来のあり方

優れた環境性能を持ち、地域と共生する庁舎

#### 整備の方向性

- ①既存庁舎の省エネ改修(現在の基準への適合を図るとともに、将来を見すえて高い水準の改修を目指す。)
- ②新築庁舎を整備する場合は、ZEB Ready(一次エネルギー消費量半減)以上の水準を目指す。
- ③県庁舎敷地のオープン化、「水と緑」の修景を検討する。

# (6)求められる性能(環境共生)

## 木質耐震パネル(CLT※)の採用等による省エネ・省CO<sub>2</sub>(長崎市庁舎)



CLT耐震パネルを生かした外装計画  
省エネ

- 外皮性能の向上等による省エネ  
一次エネルギー消費量50%削減

ZEB Ready  
(運用では62%削減)

### 省CO<sub>2</sub>

- 木材活用による炭素の固定化  
CLTパネル木材使用量:約300m<sup>3</sup>  
炭素貯蔵量:約200t-CO<sub>2</sub>

### ウェルネスな執務環境

- 内装に木が現れる(CLTパネル、地場産材利用)執務空間
- ドラフトが少ない放射空調システム



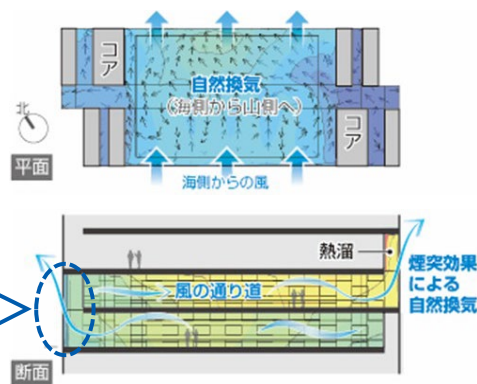
輻射空調パネル

CLTパネル

※CLT(Cross Laminated Timber)直交集成材



東西両端の2層吹抜け空間



自然の風が感じられる執務空間

## 地域との共生

### 長崎市庁舎



街角に開いた庁舎前広場



中低層街区に対する街路沿いの空間

### 宮崎県防災庁舎



街路に開いた防災広場と庭園

### 3.庁舎規模(案)

## (1)現状の規模と課題の整理

#### ● 延べ面積

- 現状は国交省基準と同水準
- 旧総務省基準より約5,800㎡少ない。

#### ● 執務室面積

- 大幅に足りていない。
- 国交省基準に対して約3,900㎡、旧総務省基準に対して約7,400㎡不足。

#### ● 共用部面積

- 玄関、ホール、廊下、階段等は大幅に足りていない。

#### ● 会議室面積

- 面積は充足している。
- 少人数でも大きな会議室を使っているため非効率
- 職員アンケートでは会議室の大きさに関する不満は少ないが、数の不満が多い。

#### ● 機械室、便所、倉庫等

- 面積は充足している。
- 増築を重ねているため非効率

国交省基準ベースによる規模算定			現状	過不足	他府県の整備事例	
区分		面積A(㎡)	面積B(㎡)	B-A(㎡)		
I 執務面積	事務室	17,590 ※1 (21,100)	13,671	-3,919 (-7,429)	移転新築の庁舎	
	会議室	1,003	2,285	1,282	A	A1.岐阜県庁舎 31㎡/人
	倉庫	2,079 ※1 (2,743)	3,432	1,353 (689)		A2.長崎県庁舎 22㎡/人
II 付属面積	便所・洗面所	729	1,116	387		A3.栃木県庁舎 45㎡/人
	売店、食堂及び喫茶室	994	1,036	43		A4.石川県庁舎 33㎡/人
	議場、委員会室、議員控室	5934 ※1 (1,540)	2,683	1,143	A1~A4の平均33㎡/人	
その他	5934	6,160	226			
小計1		29,869	30,384	515		
III 設備面積	機械室、電気室、自家発電機室	3,372	4,812	1,440	歴史的建築物を本館とする庁舎	
IV	玄関・ホール、廊下、階段等	12,465	10,649	-1,816	B	B1.京都府庁舎 22㎡/人
		※1 (15,496)		(-4,847)		B2.宮崎県庁舎 33㎡/人
V	車庫	657 ※2	657	0		B3.静岡県庁舎 24㎡/人
VI	危機管理センター	5,195 ※2	5,195	0		B4.山梨県庁舎 21㎡/人
合計		51,558 (23㎡/人) ※1 (57,474) (25㎡/人)	51,696 (23㎡/人)	138  (-5,778)	B1~B4の平均25㎡/人	

※1:旧総務省基準による算定面積 ※2:国交省基準にはないため現状面積を計上

A1~4、B1~4の平均:29㎡/人

庁舎規模：職員1人当りの面積の目安（屋内駐車場を除く）

【国交省基準と旧総務省基準の平均値】

24㎡/人

【他府県の事例の平均値】

29㎡/人

## (2)規模算定の考え方

### 将来の職員数とDXの進展を踏まえて規模を算定

#### 県庁舎の再整備期間

- 現敷地で県庁舎の再整備を行う場合、本館の利活用も含めて段階的に整備を行うこととなる。
- 順調に事業が進んでも今後10年～15年くらい期間がかかることが予想される。

#### 規模算定の考え方

今後の人口減少、DXの進展などの社会の変化を踏まえて、2040年～2050年頃を見すえた規模算定を行う。

#### 1. 将来の職員数の推計

総務省の「地方公共団体定員管理研究会」にて示された定員回帰指標(※)に基づいて職員数を算出

※定員回帰指標:各地公共団体の人口と面積を変数として職員数を算出する方法

#### 2. 推計職員数に基づく 県庁舎規模の想定

将来の職員数推計を踏まえて

- ①国交省基準による試算
- ②旧総務省基準による試算
- ③他府県の事例

①～③を比較のうえ、規模を想定

#### 3. DXの進展に伴う影響の評価

2で想定した規模を将来のDXの進展を踏まえて県庁舎の規模のあり方を想定する。

- ①業務内容の変化
- ②働き方の変化
- ③県民サービスのあり方の変化

# (3)規模算定のベースとなる将来の職員数の設定と規模算定

## 滋賀県の一般行政職の職員数

- ①現在の職員数(一般行政職)→約3,560人(滋賀県人事行政の運営等の状況公告 令和7年9月30日)
- ②総務省の「地方公共団体定員管理研究会」にて提示されている定員回帰指標(※1)を用いて算定される現在の職員数の目安  
→ 約3,640人(現在の職員数と同等)

## 将来の一般行政職の職員数の推計

- ①と②はほぼ同等なので②の算定方法にて将来(2040年、2050年)の職員数を推計する。

将来の職員数の推計 (県全体の一般行政職)		将来の職員数の設定 (県全体の一般行政職)	将来の本庁舎勤務の 職員数の設定	想定 延べ面積
現職員数	約3,560人(人口約140万人)	約3,500人	本庁舎勤務の 職員数 2,240人 ▼ 現在の約2,280人と 同等なので 現状の職員数の 規模算定を採用	約55,000㎡ (24㎡/人) ~ 約66,000㎡ (29㎡/人) (※P19参照)
2040年	約3,560人(人口約131万人)			
2050年	約3,490人(人口約122万人)			
※現在の本庁舎勤務の職員数は 約2,280人(一般行政職全体に対して約64%)		※現在から2050年まで 約3,500人前後	※本庁舎勤務の職員数比 率は現在と同等と想定	

※1 定員回帰指標:人口と面積を変数として大括りに職員数を試算する参考指標

試算職員数=A(人口千人あたりの係数×N千人)+B(面積1km<sup>2</sup>あたりの係数)×面積(km<sup>2</sup>)+C(一定値)

滋賀県の場合 A=0.84、B=0.08、C=2,140を過去に採用

※2 将来人口の推計は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(2023年推計)」による。

## 自治体DXの推進

## 自治体DXの推進

自治体DX推進計画(総務省、2026年1月)において、以下のことが掲げられている。

- ① テレワークの推進として「令和12年度にかけてテレワーク導入・活用、テレワーク対象業務の拡大に積極的に取り組む。」とされている。
- ② 「働き方改革の切り札」とされている。
- ③ 自治体フロントヤード改革※においてもデジタルファーストが掲げられている。



## 自治体DXの進展が庁舎の空間・規模に影響を与える要因

1.テレワークによる登庁率の変化	・登庁率の低下、フリーアドレス化による登庁者数に合わせた個人席の設定
2.政策立案等創意工夫を要する業務の高度化	・多様な働き方、多様なコミュニケーションのための空間(ABW※)の増 ・ウェルビーイングな環境整備のためのゆとり空間の増
3.ペーパーレス	・紙書類保管スペースの削減

※自治体フロントヤード改革:行政と住民のコミュニケーションやサービス提供の仕組みを根本的に変革する取り組みのこと

※ABW(Activity Based Working):業務内容や気分に合わせて、時間と場所を自由に選択するという働き方

### 3.庁舎規模(案)

## (4)DXを踏まえた庁舎規模の評価(その2)

### DXによる庁舎面積削減効果の試算

※a.テレワーカー比率:雇用型就業者のうち、各調査年度においてテレワークを実施している人の割合  
 ※b.必要席数見込み:テレワーカー比率と今後のテレワーク実施希望頻度(国交省令和6年度の調査)により算定

#### 1.働き方の変化による影響

現在の働き方	将来の働き方	執務席(個人席)			d.多様な働き方 に対するスペース	面積の増減 c+d	備考
		a.テレワーカー比率	b.必要席数見込み	c.執務席面積			
登庁が原則 ▼ 職員数分の席数 (算定執務面積 19,300㎡:旧総務 省基準と国交省基 準 の中間値)	テレワーク導入 + フリーアドレス ▼ 登庁者数に 応じた席数	25%	14%減	2,700㎡減 (①16,600㎡)	5,000㎡増 (①×30%)	2,300㎡増	●テレワーカー比率 ・25%:国交省令和6年度の調査 全国平均、近畿圏平均 ・40%:国交省令和6年度調査 首都圏平均をやや上回る水準 ・60%:令和3年度首都圏民間企業平均 (総務省資料) ●dの比率30%は長崎県庁舎の 事例による。(民間は更に多い。)
		33%	19%減	3,700㎡減 (①15,600㎡)	4,700㎡増 (①×30%)	1,000㎡増	
		40%	23%減	4,400㎡減 (①14,900㎡)	4,500㎡増 (①×30%)	100㎡増	
		60%	34%減	6,600㎡減 (①12,700㎡)	3,800㎡増 (①×30%)	2,800㎡減	

#### 2.DXによるペーパーレスの影響

現状	将来	書類削減目標	面積の増減
紙書類中心 (算定書庫面積1,600㎡)	・ペーパーレス ・電子決裁 ・既存書類のPDF化	70%の場合	約1,100㎡減

#### 3.会議室への影響

現状	将来	面積の増減
大人数・中人数用の会議 室中心	・オンライン用小規模会議室が増 ・大人数用・中人数用会議室が減	・会議室面積の変化は 小さいと想定

#### 4.共用部(廊下、ロビー、階段等)への影響

	テレワーカー比率	専用部の増減見込み
専用部の増減に伴う共用部の増減	25%の場合	$(2,300-1,100) \times 0.375 = \text{約}450\text{㎡増}$
	33%の場合	$(1,000-1,100) \times 0.375 = \text{約}40\text{㎡減}$
	40%の場合	$(100-1,100) \times 0.375 = \text{約}400\text{㎡減}$
	60%の場合	$(-2,800-1,100) \times 0.375 = \text{約}1,500\text{㎡減}$

#### 5.延べ面積への影響(1~4による)

	テレワーカー比率	面積の増減	延べ面積
基準となる算定面積 54,500㎡ (旧総務省基準と 国交省基準の中間値)	25%	1,650㎡増	56,150㎡
	33%	140㎡減	54,360㎡
	40%	1,400㎡減	53,100㎡
	60%	5,400㎡減	49,100㎡

#### DXの進展に伴う庁舎規模への影響

- ・テレワーカー比率が33%程度で削減効果が出始める。
- ・テレワーカー比率が60%の場合、延べ面積は約10%減と想定される。

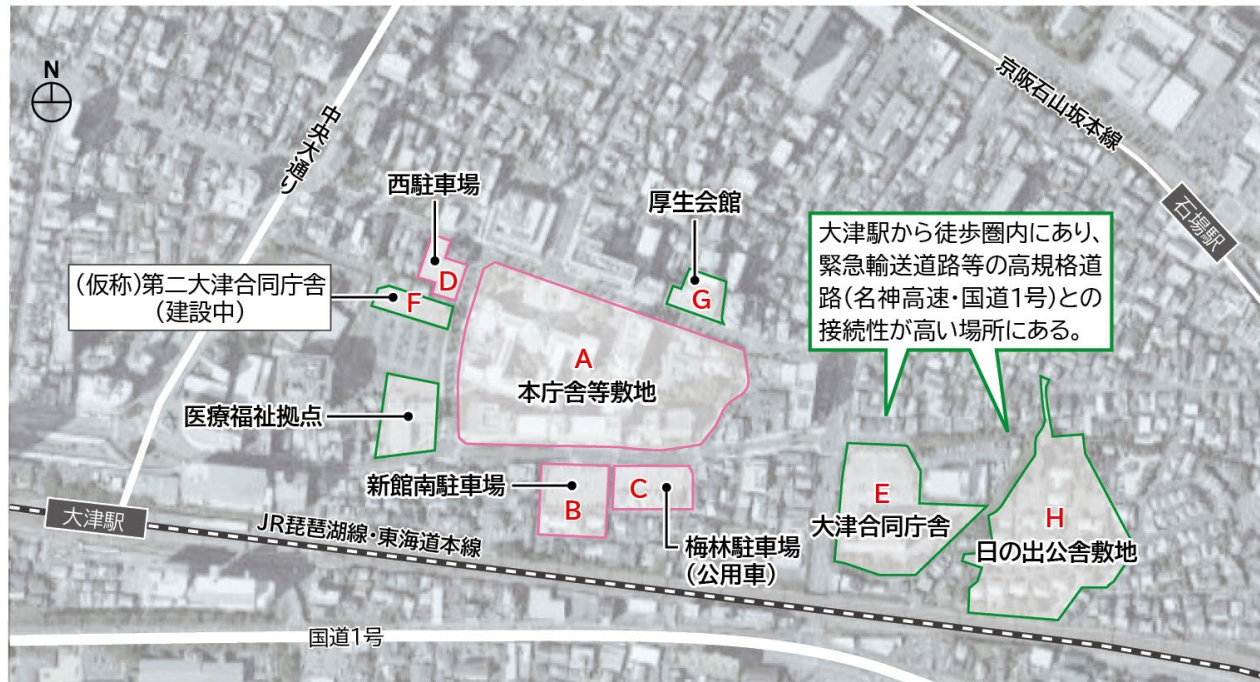
#### 今後の検討課題

- ・テレワーカー比率、テレワーク実施頻度の設定等

#### 4. 県庁舎周辺のあり方

### (1) 県庁舎周辺の検討対象となる県有地

- A. 本庁舎等敷地** : 庁舎整備・改修にあたって最大限活用する。
- E. 大津合同庁舎敷地**: 現庁舎の継続使用または合同庁舎を本庁舎敷地に集約し、敷地活用方法を今後検討する。  
(例:防災公園、災害時の物資輸送等の拠点、駐車場など)
- H. 日の出公舎敷地** : アクセス道路の問題等利用上の制約があるため、活用にあたっては留意が必要  
敷地活用方法を今後検討する。(例:防災公園など)



A 本庁舎等敷地	
用途地域	商業地域
敷地面積	29,042.95㎡
建ぺい率	80%(最大23,234.36㎡)
容積率	400%(最大116,171.8㎡)
高度地区	第7種高度地区(最大45m)
E 大津合同庁舎敷地	
用途地域	第1種住居地域
敷地面積	8,983.5㎡
建ぺい率	60%(最大5,390.1㎡)
容積率	200%(最大17,967.0㎡)
高度地区	第3種高度地区(最大20m)
備考	・都市計画の変更により、事務用途は最大3,000㎡。 (現在は10,661.39㎡)
H 日の出公舎敷地	
用途地域	第1種住居地域
敷地面積	14,412.03㎡
建ぺい率	60%(最大8,647.218㎡)
容積率	200%(最大28,824.06㎡)
高度地区	第3種高度地区(最大20m)
備考	・敷地へのアクセス通路が限定されており、狭く急な坂道であることが利用上の制約となる。 ・土壌汚染が確認されている。

## 庁舎機能その4(議会機能)

---



## A案、B案、C案の適用可能性

### CASE-1：A案・B案が適用可能

- ・大津駅からのアプローチの分かりやすさ向上  
(南西の増築部分の解体→西玄関、西広場の整備)
- ・(仮称)第二大津合同庁舎や西側道路沿いに対する景観の向上



### CASE-2：A案・B案が適用可能

- ・CASE-1+厚生会館建替え→新館の公文書館部分解体  
→大津駅からの人の流れを受け止める街角広場の整備



### CASE-3：A案・B案・C案が適用可能

- ・CASE-2+新棟①の建設→築年数が古い新館と北新館を解体
- ・南側道路と本庁舎敷地の連続性創出
- ・本館の全体像が見えるような整備

整備費抑制、  
整備期間短縮を念頭に  
建物の集約を検討する。



### CASE-4：A案・B案・C案が適用可能

- ・CASE-3+新棟②の建設→新館・東館解体  
→オープンスペースの整備

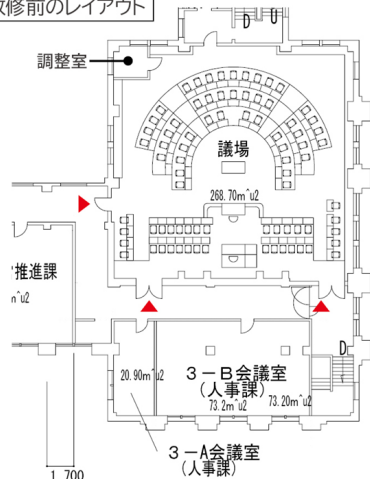
整備費抑制、  
整備期間短縮を念頭に  
建物の集約を検討する。



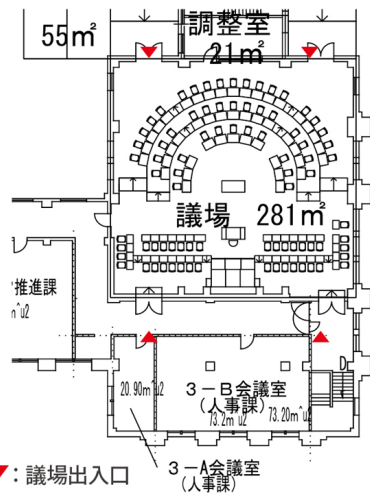
■：増築(既存を一旦解体後) ■：歩道・広場 ■：緑地 ■：新設駐車場

## A案・B案の場合の議場改修イメージ

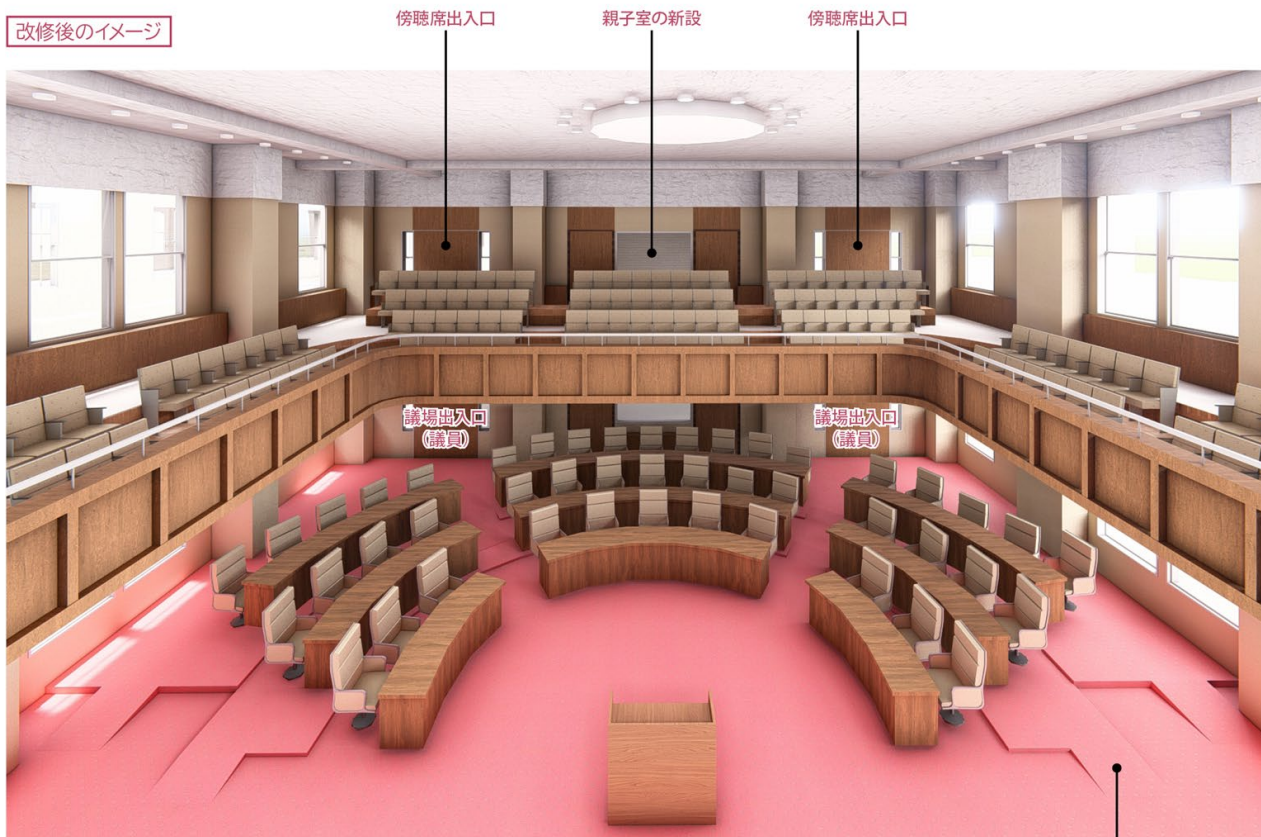
改修前のレイアウト



改修後のレイアウト



改修後のイメージ



改修前のレイアウト

議席: 46 席  
(幅650×奥行き 410)

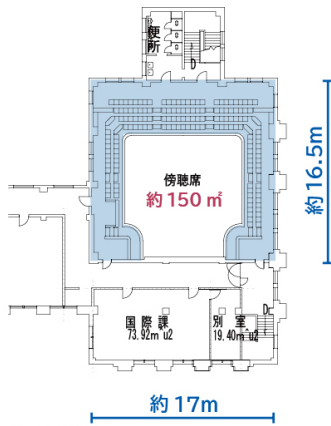
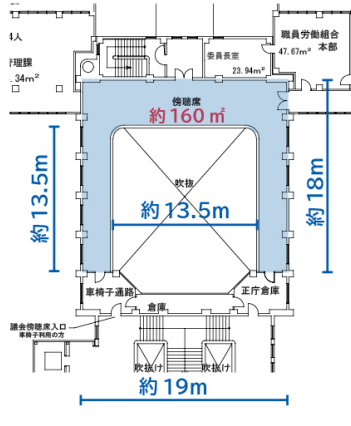
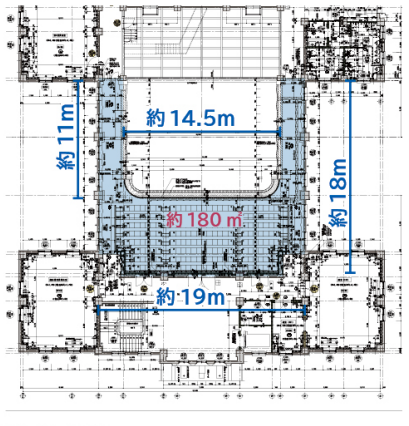
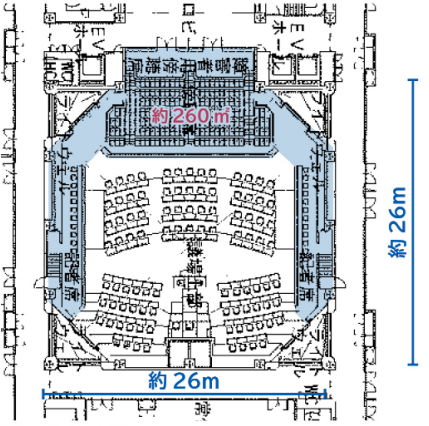
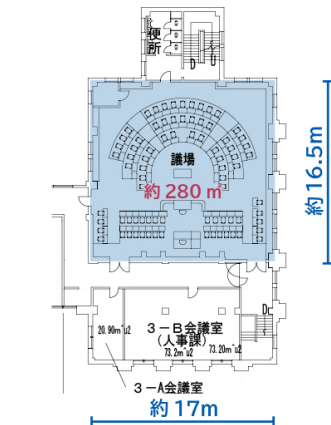
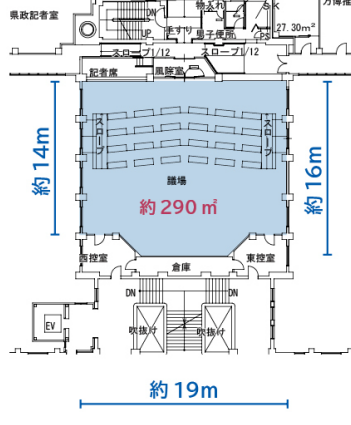
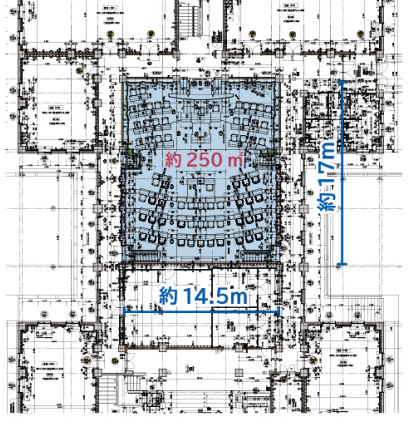
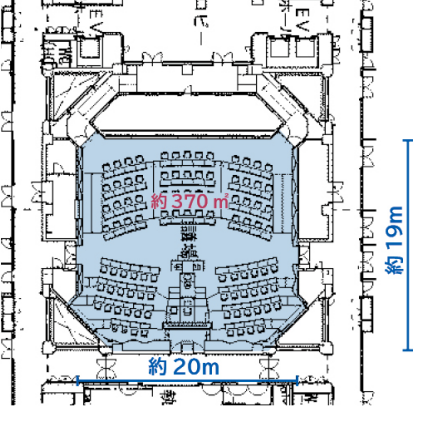
改修後のレイアウト

議席: 45 席  
(幅 800×奥行き 600)

階段をスロープに変更

# 庁舎機能その4(議会機能)-他県の議場事例

※独立棟であり、自治体ごとに敷地や計画条件が異なる

他県の事例	歴史的建築物の議場			新築の議場※
	滋賀県議会(議員定数 44 人)	和歌山県議会(議員定数 42 人)	山梨県議会(議員定数 37 人)	石川県議会(議員定数 43 人)
傍聴席 Scale=1/600	 <p>傍聴席 約 150 m<sup>2</sup></p> <p>約 17m</p> <p>約 16.5m</p> <p>本館 4 階</p>	 <p>約 160 m<sup>2</sup></p> <p>約 13.5m</p> <p>約 13.5m</p> <p>約 18m</p> <p>約 19m</p> <p>本館 4 階</p>	 <p>約 14.5m</p> <p>約 180 m<sup>2</sup></p> <p>約 19m</p> <p>約 11m</p> <p>約 18m</p> <p>議事堂 2 階</p>	 <p>約 260 m<sup>2</sup></p> <p>約 26m</p> <p>約 26m</p> <p>約 26m</p> <p>議会議事堂 4 階</p>
議場 Scale=1/600	 <p>議場 約 280 m<sup>2</sup></p> <p>約 17m</p> <p>約 16.5m</p> <p>本館 3 階</p> <p>約 6.4 m<sup>2</sup>/人</p>	 <p>約 290 m<sup>2</sup></p> <p>約 14m</p> <p>約 16m</p> <p>約 19m</p> <p>本館 3 階</p> <p>約 6.9 m<sup>2</sup>/人</p>	 <p>約 250 m<sup>2</sup></p> <p>約 14.5m</p> <p>約 17m</p> <p>議事堂 1 階</p> <p>約 6.8 m<sup>2</sup>/人</p>	 <p>約 370 m<sup>2</sup></p> <p>約 20m</p> <p>約 19m</p> <p>議会議事堂 3 階</p> <p>約 8.6 m<sup>2</sup>/人</p>

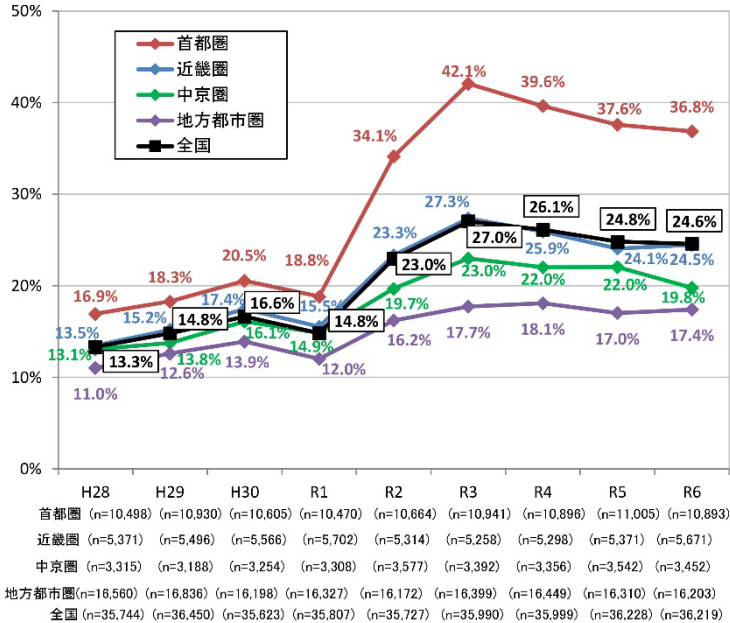
# 令和6年度テレワーク人口実態調査結果 テレワーカー比率に応じた必要席数の算定

---



## 居住地域別テレワーカーの割合

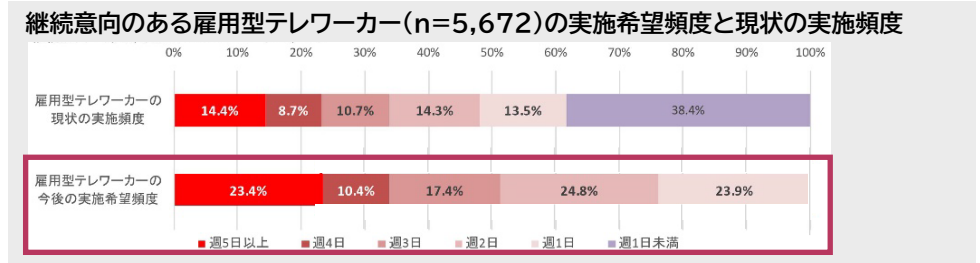
- 地域別のテレワーカーの割合は、雇用型就業者・自営型就業者ともに、相対的に首都圏で高い。
- 雇用型就業者のテレワーカーの割合は、首都圏では令和2年度以降は3割超の水準を維持。



令和6年度のテレワーカーの割合  
**首都圏36.8% 近畿圏24.5% 全国平均24.6%**

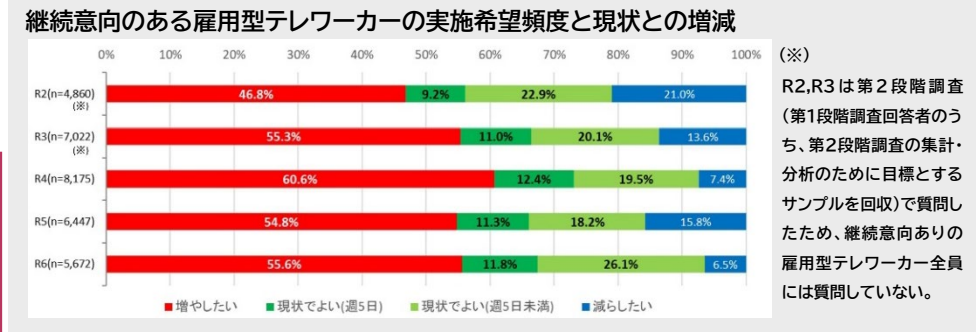
## テレワーク実施希望頻度と現状の実施頻度

- 【設問対象者】雇用型テレワーカーのうちテレワーク継続意向あり[n=5,672]
- 継続意向のある雇用型テレワーカーの実施希望頻度は、現状よりも高い。
- 継続意向のある雇用型テレワーカーの実施希望頻度は週2日が最も多く、次いで週1日、週5日以上が高い。半数以上が週3日以上を希望。
- 7割以上は週1以上の出勤と組み合わせたハイブリットワークを希望



## テレワーク実施希望頻度と現状との増減

- 【設問対象者】雇用型テレワーカーのうちテレワーク継続意向あり[n=5,672]
- テレワーク継続意向ありのテレワーカーでは、9割以上が、現状の実施頻度と同頻度以上でのテレワークの実施を希望し、5割以上が現状を上回る頻度での実施を希望。



# テレワーカー比率に応じた必要席数の算定

## (1)テレワーカー比率25%(1000人中250人)の場合 全国平均・近畿圏平均レベル／国交省令和6年度の調査

テレワーカーの今後の実施希望頻度ごとの人数

実施頻度	A.比率	B.人数(人) (250人×A)	C. 登庁率	D.テレワーカー席数 (B×C)	E.テレワーカー以外の席数	必要席数 (D+E)
①週5日以上	23.4%	250人×0.234 = 58.5人	0%	58.5人×0 = 0.0席	-	110席 + 750席 = 860席  (14%減)
②週4日以上	10.4%	250人×0.104 = 26.0人	20%	26.0人×0.2 = 5.2席		
③週3日以上	17.4%	250人×0.174 = 43.5人	40%	43.5人×0.4 = 17.4席		
④週2日以上	24.8%	250人×0.248 = 62.0人	60%	62.0人×0.6 = 37.2席		
⑤週1日以上	23.9%	250人×0.239 = 60.0人	80%	60.0人×0.8 = 48.0席		
計	99.9%	250人	-	107.8席 → 約110席	750席	860席

## (2)テレワーカー比率33%(1000人中330人)の場合

テレワーカーの今後の実施希望頻度ごとの人数

実施頻度	A.比率	B.人数(人) (330人×A)	C. 登庁率	D.テレワーカー席数 (B×C)	E.テレワーカー以外の席数	必要席数 (D+E)
①週5日以上	23.4%	330人×0.234 = 77.0人	0%	77.0人×0 = 0.0席	-	140席 + 670席 = 810席  (19%減)
②週4日以上	10.4%	330人×0.104 = 34.5人	20%	34.5人×0.2 = 6.9席		
③週3日以上	17.4%	330人×0.174 = 57.5人	40%	57.5人×0.4 = 23.0席		
④週2日以上	24.8%	330人×0.248 = 82.0人	60%	82.0人×0.6 = 49.2席		
⑤週1日以上	23.9%	330人×0.239 = 79.0人	80%	79.0人×0.8 = 63.2席		
計	99.9%	330人	-	142.3席 → 約140席	670席	810席

## テレワーカー比率に応じた必要席数の算定

### (3)テレワーカー比率40%(1000人中400人)の場合 首都圏平均をやや上回るレベル/国交省令和6年度の調査

テレワーカーの今後の実施希望頻度ごとの人数

実施頻度	A.比率	B.人数(人) (400人×A)	C. 登庁率	D.テレワーカー席数 (B×C)	E.テレワーカー以外の席数	必要席数 (D+E)
①週5日以上	23.4%	400人×0.234 = 93.6人	0%	93.6人×0 = 0.0席	-	170席 + 600席 = 770席  (23%減)
②週4日以上	10.4%	400人×0.104 = 41.6人	20%	41.6人×0.2 = 8.3席		
③週3日以上	17.4%	400人×0.174 = 69.6人	40%	69.6人×0.4 = 27.8席		
④週2日以上	24.8%	400人×0.248 = 99.2人	60%	99.2人×0.6 = 59.5席		
⑤週1日以上	23.9%	400人×0.239 = 95.6人	80%	95.6人×0.8 = 76.5席		
計	99.9%	400人	-	172.1席 → 約170席	600席	770席

### (4)テレワーカー比率60%(1000人中600人)の場合 民間のテレワーク導入企業の割合/南関東・近畿・東海地域

(総務省令和3年度の調査)

テレワーカーの今後の実施希望頻度ごとの人数

実施頻度	A.比率	B.人数(人) (600人×A)	C. 登庁率	D.テレワーカー席数 (B×C)	E.テレワーカー以外の席数	必要席数 (D+E)
①週5日以上	23.4%	600人×0.234 = 140.4人	0%	140.4人×0 = 0.0席	-	260席 + 400席 = 660席  (34%減)
②週4日以上	10.4%	600人×0.104 = 62.4人	20%	62.4人×0.2 = 12.5席		
③週3日以上	17.4%	600人×0.174 = 104.4人	40%	104.4人×0.4 = 41.8席		
④週2日以上	24.8%	600人×0.248 = 148.8人	60%	148.8人×0.6 = 89.3席		
⑤週1日以上	23.9%	600人×0.239 = 143.4人	80%	143.4人×0.8 = 114.7席		
計	99.9%	600人	-	258.3席 → 約260席	400席	660席